

市区町村別集計項目(推進体制等)

埼玉県	
市区町村数	63

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無 現在の状況	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						48	48	39				63					
11	100	さいたま市	人権政策・男女共同参画課	1	1	1	1	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月14日	2003年4月1日		第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
11	201	川越市	男女共同参画課	1	1	1	1	川越市男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第6次川越市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
11	202	熊谷市	男女共同参画室	1	1	1	1	熊谷市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
11	203	川口市	協働推進課	1	2	1	1	川口市男女共同参画推進条例	2012年3月27日	2012年4月1日		第2次川口市男女共同参画計画(改訂)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
11	206	行田市	男女共同参画推進センター	1	1	1	1	行田市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第3次ぎょうだ男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
11	207	秩父市	市民生活課	1	2	0	0				0	2017デュエットプラン(秩父市男女共同参画計画)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
11	208	所沢市	企画総務課 男女共同参画室	1	1	1	1	所沢市男女共同参画推進条例	2004年9月24日	2005年1月1日		第4次所沢市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
11	209	飯能市	地域活動支援課	1	2	1	1	飯能市男女共同参画推進条例	2015年12月18日	2016年4月1日		第5次飯能市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
11	210	加須市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	加須市男女共同参画推進条例	2011年7月7日	2011年7月7日		加須市男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1		
11	211	本庄市	本庄市市民生活部市民活動推進課	1	2	1	1				2	第3次本庄市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
11	212	東松山市	人権市民相談課	1	2	1	1	東松山市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
11	214	春日部市	市民参加推進課	1	2	1	1	春日部市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		第2次春日部市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
11	215	狭山市	市民文化課	1	2	1	1	狭山市男女共同参画推進条例	2015年6月29日	2015年6月29日		第4次狭山市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
11	216	羽生市	人権推進課	1	2	1	1				0	第3次羽生市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
11	217	鴻巣市	やさしさ支援課	1	2	1	1	鴻巣市男女共同参画推進条例	2011年12月27日	2012年3月10日		このす男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2028年3月	1	1		
11	218	深谷市	人権政策課	1	1	1	1	深谷市男女共同参画推進条例	2014年9月30日	2015年1月1日		第3次深谷市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
11	219	上尾市	上尾市人権男女共同参画課	1	2	1	1	上尾市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次上尾市男女共同参画計画~デュエットプラン21~	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
11	221	草加市	人権共生課	1	2	1	1	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	2004年9月17日	2004年10月1日		草加市男女共同参画プラン2021	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
11	222	越谷市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	越谷市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年7月1日		第4次越谷市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2032年3月	1	1		
11	223	蕨市	市民活動推進室	1	2	1	1	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	2003年3月27日	2003年6月1日		蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)後期計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
11	224	戸田市	協働推進課	1	2	1	1	戸田市男女共同参画推進条例	2016年9月30日	2016年10月1日		第五次戸田市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
11	225	入間市	人権推進課	1	2	0	1	入間市男女共同参画推進条例	2010年3月29日	2010年4月1日		第4次いるま男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
11	227	朝霞市	人権庶務課	1	2	1	1	朝霞市男女平等推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次朝霞市男女平等推進行動計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1		
11	228	志木市	人権推進室	1	2	1	1	志木市男女共同参画推進条例	2002年6月24日	2002年7月1日		第6次志木市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
11	229	和光市	総務人権課	1	2	1	1	和光市男女共同参画推進条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
11	230	新座市	人権推進課	1	2	1	1	新座市男女共同参画推進条例	2000年6月15日	2000年7月1日		(仮称)第4次にいぎ男女共同参画プラン(財政非常事態宣言により、策定を2年延期中)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無 現在の状況	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	
11	231	桶川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	桶川市男女共同参画推進条例	2002年3月28日	2002年4月1日		桶川市第四次男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	232	久喜市	人権推進課	1	2	1	1	久喜市男女共同参画を推進する条例	2010年9月30日	2010年9月30日		第2次久喜市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	233	北本市	人権推進課	1	2	1	1	北本市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		第五次北本市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	234	八潮市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	八潮市男女共同参画推進条例	2003年12月25日	2004年4月1日		第4次八潮市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
11	235	富士見市	人権・市民相談課	1	2	1	1	富士見市男女共同参画推進条例	2008年6月13日	2008年7月1日		富士見市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	237	三郷市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	三郷市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月27日	2007年1月1日		第5次みさと男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	238	蓮田市	庶務課	1	2	1	0				0	はずだ男女共生プラン2025	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1	
11	239	坂戸市	人権推進課	1	2	1	1	坂戸市男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		第3次坂戸市男女共同参画基本計画 後期計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
11	240	幸手市	人権推進課	1	1	1	1	幸手市男女共同参画を推進する条例	2017年3月17日	2017年6月1日		第5次幸手市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	241	鶴ヶ島市	政策推進課(女性センター)	1	2	1	1	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
11	242	日高市	総務課	1	2	1	1	日高市男女共同参画推進条例	2016年12月22日	2017年1月1日		第5次日高市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	243	吉川市	市民参加推進課	1	2	1	1	吉川市男女共同参画推進条例	2003年12月18日	2004年4月1日		第3次吉川市男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
11	245	ふじみ野市	市民総合相談室	1	2	1	1	ふじみ野市男女共同参画推進条例	2015年6月23日	2015年10月1日		ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	246	白岡市	市民生活部 地域振興課	1	2	1	1				2	第4次白岡市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
11	301	伊奈町	人権推進課	1	2	1	1				3	第2次伊奈町男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1	
11	324	三芳町	総務課	1	2	1	0				2	みよし男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1	
11	326	毛呂山町	総務課	1	2	0	1				0	第3次もろやま男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
11	327	越生町	総務課	1	2	1	1				0	男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1	
11	341	滑川町	総務政策課	1	2	0	1				0	第2次滑川町パートナーシッププラン	2011年4月 ~ 2022年3月	1	1	
11	342	嵐山町	地域支援課	1	2	0	1	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	2004年3月9日	2004年4月1日		第3次嵐山町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
11	343	小川町	総務課	1	2	1	1				0	おがわ男女共同参画推進プラン(第3次)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
11	346	川島町	総務課	1	2	0	1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	2013年3月29日	2013年4月1日		第2次川島町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	347	吉見町	自治財政課	1	2	0	0				0	第3次吉見町男女共同参画プラン	2014年3月 ~ 2024年3月	0	1	
11	348	鳩山町	総務課	1	2	1	0				0	(改定)鳩山町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	349	ときがわ町	総務課	1	2	0	0				0	第2次ときがわ町男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
11	361	横瀬町	総務課	1	2	1	0				0	第3次横瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
11	362	皆野町	総務課	1	2	0	0				0	第2次皆野町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
11	363	長瀨町	総務課	1	2	0	0				0	第3次長瀨町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
11	365	小鹿野町	総務課	1	2	0	0				0	第2次小鹿野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	369	東秩父村	総務課	1	1	0	0				0	みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	2021年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	381	美里町	総務税務課	1	2	0	0				0	美里町男女共同参画推進プラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
11	383	神川町	総務課	1	2	0	0				0	神川町男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
11	385	上里町	子育て共生課	1	2	1	1	上里町男女がともに輝く町づくり条例	2003年5月1日	2003年6月1日		第3次かみさと男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
11	408	寄居町	人権推進課	1	2	1	1				2	寄居町男女共同参画推進プラン2020	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	442	宮代町	総務課人権推進室	1	2	0	0				0	第2次宮代町男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
11	464	杉戸町	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	0				3	すぎと男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	465	松伏町	企画財政課	1	2	1	1	松伏町男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2004年4月1日		松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			24						8	16	15	9	0	19	2	3	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-18シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/index.html	○		○		○			
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室		330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/006/index.html	○		○		○			
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設		350-1124	埼玉県川越市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180	https://www.westa-kawagoe.jp	○		○				○	
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	ハートピア	360-0037	埼玉県熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ214階	048-599-0011	048-599-0012	http://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjokyodosa nkaku.html	○		○			○		
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設		332-0015	川口市川口1丁目1番1号 キュポ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html	○		○				○	
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	VIVAぎょうだ	361-0032	埼玉県行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310	http://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/chiiki/viva/index.html	○		○			○		
11	207	秩父市															
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	ふらっと	359-1122	埼玉県所沢市寿町27-7 コンサートタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetsu/bunka/flat/index.html	○		○			○		
11	209	飯能市															
11	210	加須市	加須市女性センター		347-0055	加須市中央2-4-17	0480-62-1111	0480-62-5981	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou-suishin/shisetsu/shiminplazakazo/index.html	○		○			○		
11	211	本庄市															
11	212	東松山市															
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	ハーモニー春日部	344-0063	埼玉県春日部市緑町三丁目3番17号	048-731-3333	048-4733-0071	http://www.harmonykasukabe.jp/index.html	○			○			○	
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター		350-1305	狭山市入間川1丁目3番1号	04-2937-3617	04-2937-3616	http://www.city.sayama.saitama.jp	○		○			○		
11	216	羽生市	羽生市女性センター	パープル羽生	348-0053	埼玉県羽生市南5-4-3	048-561-1681	048-562-1889	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2020052500035/	○		○			○		
11	217	鴻巣市	男女共同参画コーナー(鴻巣市市民活動センター内)		365-0038	埼玉県鴻巣市本町1-2-1	048-577-3512	048-577-3949	https://www.city.kounosu.saitama.jp/shisetsu/2/1525657718526.html	○		○			○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
11	218	深谷市	深谷市男女共同参画推進センター	LFオルテ	366-0052	埼玉県深谷市上柴町西4丁目2番地14	048-573-4761	048-574-5868	http://www.city.fukaya.saitama.jp		○	○			○		
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター		362-0014	埼玉県上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112	https://www.city.ageo.lg.jp/sos/hiki/s209500/		○	○			○		
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	男女共同参画さわやかサロン	340-0013	草加市松江1-1-5 草加文化会館内	048-931-9325	048-936-4690	https://soka-bunka.jp/publics/index/23/		○		○		○		
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	ほっと越谷	343-0025	埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412	https://hot-koshigaya.jp	○			○				○
11	223	蕨市															
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	あいパル	335-0022	埼玉県戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3966	https://www.ipal-friendship.net/participation.html		○		○				○
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター		358-0003	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539	http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kyoiku/1012387/index.html		○	○			○		
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	それいゆぶらざ	351-0016	埼玉県朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524	https://www.city.asaka.lg.jp/		○	○			○		
11	228	志木市															
11	229	和光市															
11	230	新座市															
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	アソシエ	363-8501	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	048-788-4907	048-787-5409	https://www.city.okegawa.lg.jp		○	○			○		
11	232	久喜市															
11	233	北本市															
11	234	八潮市	八潮女性サロン		340-0822	埼玉県八潮市大瀬1-1-1マインループ1F八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7368	https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken_danjo/index.html		○	○			○		
11	235	富士見市															
11	237	三郷市															
11	238	蓮田市															
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	Lieben(リーベン)	350-0214	埼玉県坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640	https://www.city.sakado.lg.jp	○		○			○		
11	240	幸手市															
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	ハーモニー	350-2213	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7	049-287-4755	049-271-5297	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000338.html	○		○			○		
11	242	日高市															
11	243	吉川市															
11	245	ふじみ野市															
11	246	白岡市															
11	301	伊奈町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営				
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
11	324	三芳町																
11	326	毛呂山町																
11	327	越生町																
11	341	滑川町																
11	342	嵐山町																
11	343	小川町																
11	346	川島町																
11	347	吉見町																
11	348	鳩山町																
11	349	ときがわ町																
11	361	横瀬町																
11	362	皆野町																
11	363	長瀬町																
11	365	小鹿野町																
11	369	東秩父村																
11	381	美里町																
11	383	神川町																
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	ウイズ・ユー上里	369-0306	埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地	0495-35-1357	0495-34-2523	http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm	○	○				○			
11	408	寄居町																
11	442	宮代町																
11	464	杉戸町																
11	465	松伏町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			24							20	20	21	21	2	12	7	1	6	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	2004年5月1日	4	1	47,460	○	○	○	○			○	○				会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室	2018年4月1日	5	1	47,460			○									
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設	2015年4月7日	0	0	2,368		○	○	○								
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	2005年4月1日	3	3	3,255	○	○	○	○								
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	2018年4月1日	4	0	0												会議室の貸出
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	2007年4月1日	4	0	17,599	○	○	○	○			○				○	
11	207	秩父市																	
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	1995年5月1日	2	2	13,847	○	○	○	○			○					
11	209	飯能市																	
11	210	加須市	加須市女性センター	2004年11月7日	0	0	8,040	○	○	○	○			○				○	
11	211	本庄市																	
11	212	東松山市																	
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	1999年12月4日	5	8	19,561	○	○	○	○			○					
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター	2012年7月18日	2	1	2,582	○	○	○	○								保育サービス事業(育児中の保護者の社会参加支援)
11	216	羽生市	羽生市女性センター	1998年4月1日	2	1	1,533	○	○	○				○					会議室等の貸出
11	217	鴻巣市	男女共同参画コーナー(鴻巣市市民活動センター内)	2013年4月1日	0	0	0	○	○		○							○	
11	218	深谷市	深谷市男女共同参画推進センター	2010年11月4日	0	0	5,316	○	○	○	○				○				女性活躍等推進事業所認定制度
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター	2001年6月1日	2	4	2,173	○	○	○	○								
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	2000年8月1日	0	2	186	○	○	○	○			○					
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	2001年7月6日	2	7	7,309	○	○	○	○			○	○			○	
11	223	蕨市																	
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	2015年9月1日	10	7	3,677	○	○	○	○	○							
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター	2004年4月1日	5	0	4,770	○	○	○	○				○			○	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	2013年1月1日	5	2	6,421	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	228	志木市																
11	229	和光市																
11	230	新座市																
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	2018年5月7日	4	0	105	○			○		○	○				
11	232	久喜市																
11	233	北本市																
11	234	八潮市	八潮女性サロン	2008年4月1日	0	0	0	○		○	○							
11	235	富士見市																
11	237	三郷市																
11	238	蓮田市																
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	1972年5月1日	3	0	3,429		○	○	○						事業計画策定業務委託	
11	240	幸手市																
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	1988年4月1日	2	2	862	○	○	○	○		○	○		○	男女共同参画に関するDVD上映会	
11	242	日高市																
11	243	吉川市																
11	245	ふじみ野市																
11	246	白岡市																
11	301	伊奈町																
11	324	三芳町																
11	326	毛呂山町																
11	327	越生町																
11	341	滑川町																
11	342	嵐山町																
11	343	小川町																
11	346	川島町																
11	347	吉見町																
11	348	鳩山町																
11	349	ときがわ町																
11	361	横瀬町																
11	362	皆野町																
11	363	長瀬町																
11	365	小鹿野町																
11	369	東秩父村																
11	381	美里町																
11	383	神川町																
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	1999年7月1日	1	1	4,691	○	○	○	○		○					
11	408	寄居町																
11	442	宮代町																
11	464	杉戸町																
11	465	松伏町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
11	100	さいたま市				1	0	0.0	3	0	0.0							861	80	9.3
11	201	川越市				1	0	0.0	2	0	0.0							291	16	5.5
11	202	熊谷市	2006年7月1日	熊谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							363	16	4.4
11	203	川口市				1	0	0.0	2	0	0.0							232	11	4.7
11	206	行田市				1	0	0.0	1	1	100.0							185	8	4.3
11	207	秩父市				1	0	0.0	0	0								80	1	1.3
11	208	所沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							280	33	11.8
11	209	飯能市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	2	1.5
11	210	加須市				1	0	0.0	1	0	0.0							179	1	0.6
11	211	本庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
11	212	東松山市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	2	1.7
11	214	春日部市				1	0	0.0	2	0	0.0							198	9	4.5
11	215	狭山市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	6	5.0
11	216	羽生市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	0	0.0
11	217	鴻巣市	2012年3月10日	鴻巣市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							235	23	9.8
11	218	深谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							200	1	0.5
11	219	上尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	4	3.5
11	221	草加市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	10	8.4
11	222	越谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							380	25	6.6
11	223	蕨市				1	0	0.0	0	0								37	2	5.4
11	224	戸田市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	2	4.3
11	225	入間市	2003年11月16日	入間市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							119	3	2.5
11	227	朝霞市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	7	8.6
11	228	志木市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	2	5.4
11	229	和光市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	7	6.9
11	230	新座市	2001年11月1日	新座市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							62	12	19.4
11	231	桶川市	1998年12月18日	桶川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							78	3	3.8
11	232	久喜市				1	0	0.0	1	0	0.0							256	11	4.3
11	233	北本市	2006年11月19日	北本市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							111	3	2.7
11	234	八潮市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	2	4.5
11	235	富士見市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	1	1.8
11	237	三郷市				1	0	0.0	2	0	0.0							127	5	3.9
11	238	蓮田市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	6	6.2
11	239	坂戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	10	6.5

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち	副市区長数	うち	副町村长数	うち	副町村长数	うち	副町村长数	自治会長数	うち	女性自治会長数	女性比率(%)		
							女性市区長数		女性比率(%)		女性副市区長数		女性比率(%)			女性町村长数			女性比率(%)	女性副町村长数
11	240	幸手市				1	0	0.0	1	0	0.0						107	8	7.5	
11	241	鶴ヶ島市				1	0	0.0	1	0	0.0						80	6	7.5	
11	242	日高市				1	0	0.0	1	0	0.0						79	3	3.8	
11	243	吉川市				1	0	0.0	1	0	0.0						95	2	2.1	
11	245	ふじみ野市				1	0	0.0	1	0	0.0						57	4	7.0	
11	246	白岡市				1	0	0.0	1	0	0.0						45	0	0.0	
11	301	伊奈町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
11	324	三芳町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
11	326	毛呂山町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	12	17.4
11	327	越生町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
11	341	滑川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
11	342	嵐山町	2003年6月3日	嵐山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
11	343	小川町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	1	1.3
11	346	川島町										1	0	0.0	1	0	0.0	80	4	5.0
11	347	吉見町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	3	4.0
11	348	鳩山町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	2	10.5
11	349	ときがわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
11	361	横瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	362	皆野町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
11	363	長瀬町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	2	7.4
11	365	小鹿野町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	369	東秩父村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
11	381	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	383	神川町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	385	上里町	1999年11月3日	上里町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	92	1	1.1
11	408	寄居町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	442	宮代町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	4	5.3
11	464	杉戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	1	2.2
11	465	松伏町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	3	3.7

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
11	242	日高市	45.0	2026年3月	41	41	482	204	42.3	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される審議会、審査会等及び設置目的、構成等からそれに類する機能を有し、規則、要綱等により設置される審議会、審査会等。	35	35	400	167	41.8	6	4	30	10	33.3	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1	
11	243	吉川市	40.0	2022年3月	36	33	412	115	27.9	条例、規則等により設置されている審議会等の附属機関及び附属機関に準する機関	27	24	325	81	24.9	6	4	35	8	22.9	34	8	23.5	35	8	22.9	1		1		1	
11	245	ふじみ野市	40%以上60%以下	2023年4月	46	38	547	191	34.9	法律、政令、条例、規則により設置されている審議会・委員会	40	36	514	189	36.8	6	2	33	2	6.1				32	4	12.5	1		1		1	
11	246	白岡市	30.0	2022年3月	63	52	1,037	277	26.7	行政委員会(地方自治法第180条の5)法律または条例により設置された付属機関等、規則、要綱により設置された委員会、協議会等	23	19	273	66	24.2	6	4	30	6	20.0	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1	
11	301	伊奈町	35.0	2025年3月	27	25	268	80	29.9	法律もしくは政令または条例に基づき設置されている審議会等	27	25	268	80	29.9	6	2	27	2	7.4							1		1		1	
11	324	三芳町	30.0	2024年3月	29	29	312	95	30.4	条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	28	28	286	91	31.8	6	3	30	4	13.3	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
11	326	毛呂山町	30.0	2025年3月	18	16	190	54	28.4	法律又は政令により設置されている審議会等	16	14	156	42	26.9	5	3	19	5	26.3							1		1		1	
11	327	狭生町	35.0	2022年4月	6	6	81	23	28.4	地方自治法(第202条の3)に基づく	6	6	81	23	28.4	6	4	27	6	22.2	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
11	341	滑川町	40.0	2022年3月	23	19	253	45	17.8	条例、規則等により設置されている審議会、委員会等	18	16	226	39	17.3	5	3	27	6	22.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
11	342	嵐山町	35.0	2022年3月	21	20	249	62	24.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	21	20	249	62	24.9	5	3	29	6	20.7	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
11	343	小川町	33.3	2026年3月	29	26	337	96	28.5	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)及び法令または条例に基づく審議会等(地方自治法202条の3)	24	23	309	90	29.1	5	3	27	6	22.2	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1		1	
11	346	川島町	40.0	2026年3月	36	22	309	77	24.9	法律及び条例により設置されている審議会及び委員会	20	17	245	63	25.7	5	3	24	4	16.7	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1	
11	347	吉見町								10	10	122	30	24.6	4	1	27	2	7.4							1		1		1		
11	348	鳩山町	30.0	2023年3月	31	24	369	118	32.0	法令又は政令により設置されている審議会等・条例により設置されている審議会等	25	21	336	113	33.6	6	3	33	5	15.2	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
11	349	ときがわ町	35.0	2022年3月	36	30	382	106	27.7		31	28	352	102	29.0	5	2	30	4	13.3	33	1	3.0	34	1	2.9	1		1		1	
11	361	横瀬町	50.0	2024年3月	29	21	270	57	21.1	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会	23	18	244	52	21.3	6	3	26	5	19.2	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1	
11	362	皆野町	20.0	2022年3月	6	4	30	6	20.0	法令により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)	11	7	128	15	11.7	6	4	30	6	20.0	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
11	363	長瀬町	審議会等の女性の占める割合を20%以上とする。	2024年3月	18	14	207	39	18.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会	19	15	182	39	21.4	6	2	29	3	10.3	25	0	0.0	26	1	3.8	1		1		1	
11	365	小倉野町	25.0	2024年3月	8	7	137	18	13.1	町の条例に基づく審議会	7	6	112	17	15.2	6	3	30	5	16.7	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
11	369	東秩父村	25.0	2029年3月	19	12	247	40	16.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	12	228	40	17.5	5	2	23	3	13.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
11	381	美里町	30.0	2025年3月	17	14	213	31	14.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	17	14	213	31	14.6	6	2	27	4	14.8	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	
11	383	神川町	30.0	2028年3月	22	18	219	61	27.9	地方自治法に基づく審議会、委員会等の行政組織	16	14	190	57	30.0	6	4	29	4	13.8	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1		1	
11	385	上里町	40.0	2023年度まで	22	17	299	59	19.7	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	17	282	58	20.6	6	3	30	4	13.3	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
11	408	寄居町	30.0	2029年3月	29	18	244	38	15.6	法律により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3、第180条の5)	23	16	217	35	16.1	6	2	28	3	10.7	35	0	0.0	36	0	0.0	1		1		1	
11	442	宮代町	30.0	2022年3月	23	19	324	74	22.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会	23	19	324	74	22.8	6	4	31	7	22.6	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1		1	
11	464	杉戸町	40.0	2026年3月	36	32	485	128	26.4	法律・条例・要綱等により設置されている審議会・会議等	24	21	306	76	24.8	6	2	30	3	10.0	37	4	10.8	38	4	10.5	1		1		1	
11	465	松伏町	40.0	2025年3月	24	20	212	62	29.2	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5及び第202条の3)	18	15	182	54	29.7	6	5	30	8	26.7				23	3	13.0	1		1		1	

調査時点 調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として 明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、 2. 2015年度以降	問4 問1で、1.を選択した場合、 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	問5 問1で、1.を選択した場合、 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 3. 期間の定めはない。	問6 問1で、1.を選択した場合、 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 3. 期間の定めはない。	問7 問1で、1.を選択した場合、 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 3. 期間の定めはない。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
コ コ ノ コ ノ コ ノ コ ノ コ ノ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法55条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他事例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
	53	1の合計	63	13	0	47		1		46	47	46	47	48	35
	1	2の合計	0	50		47	16		61					10	4
	3	3の合計	0		16	0		1		1	1	1	1	0	1
	6	4の合計	0							13	11	10	11	5	19
11 100	さいたま市	さいたま市議員旧姓等使用取扱要綱 第2条 議員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 ① 文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 ② 文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合その他の実質上特例の支障が生じると認められる場合 ③ 旧姓等を使用する議員に交付する文書等で、実質上特例の支障が生じると認められるものには、旧姓等を使用するものとする。	さいたま市議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	4
11 201	川越市	川越市議員服務規程 (旧姓等使用の届出等) 第十四条 議員は、その職務の遂行において、市長が別に定めるところにより、婚嫁、養子縁組その他の事由(以下この項において「届出等」という。)により戸籍上の氏を改めた後における当該届出等の届出(以下「旧姓」という。)を申請し、本台議決案(令和四十二年政令第二九九号)第三十条の十六第二項の規定により旧姓等使用という。を行おうとするときは、所長を経て市長に届け出なければならない。 2及び3 略 4 第一項の規定により旧姓等使用を届け出た議員は、申請の規定による届出をした日から旧姓等使用を行うものとする。	川越市議会	1	1		3	2		2	1	1	1	1	1
11 202	熊谷市	熊谷市一般職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第一条 この要綱は、働きやすい職場を整備するため、一般職(以下「職員」という。)が婚嫁、養子縁組その他の事由(以下「届出等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き届出等による改定前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	熊谷市議会	1	1	3	2		2	1	1	2	1	1	1
11 203	川口市	川口市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚嫁、養子縁組その他の事由(以下「届出等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き届出等による改定前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	川口市議会	1	2	2	1		2	1	1	1	1	1	1
11 206	行田市	行田市議員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用取扱要綱(機密文書)におおしめ議員に通知して当該議員に通知するものとする。	行田市議会	1	2	2	1		2	1	1	1	1	1	1
11 207	秩父市		秩父市議会	1	2	2	1		2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 区 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選挙した場合は、「欠席事由として明記した規定」はないが、運用上認められているか。	問3 問1で1.を選挙した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選挙した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選挙した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問6 問1で1.を選挙した場合、休前休後期間について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選挙した場合、休前休後期間について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
	コ コ 1 1 ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
11	218	東谷市	1	第1条 この則令は、議員が婚姻、養子縁結その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	東谷市議会	1	2	2	1	深谷市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出席等他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時間までに議長に届けなければならない。議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠のばあにあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11	219	上尾市	1	上尾市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等であって、職務遂行上又は事務処理上、旧姓又は旧姓の生ずるおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	上尾市議会	1	2	2	1	上尾市議会会議規則 第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2	1	1	1	1	1	1	2
11	221	蕨江市	1	蕨江市議員旧姓使用取扱規則 第4条 旧姓は、次に掲げるものを除き使用することができる。 (1) 任命権者から権限を委任されて行う職務 (2) 対外的に権利・義務関係が発生する法定書等 (3) 蕨江市会計規則(昭和41年規則第12号)第2条の3に規定する出納員等が行う接收書等の発行 (4) 身分証明書等を携帯して行う法令等に基づく調査、指導等 (5) 職務の身分及び権利・義務に係るもので特に重要なもの (6) 事務の性質上、対外的な関係で旧姓の使用が困難なもの (7) その他必要に応じて任命権者が定める場合	蕨江市議会	1	2	2	1	蕨江市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11	222	越谷市	2		越谷市議会	1	2	2	1	越谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	2	2	2	2	
11	223	蕨市	1	蕨市議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない文書等であって、職務遂行上又は事務処理上、旧姓又は旧姓の生ずるおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	蕨市議会	1	1	2	1	蕨市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通勤又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出席を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は1.を適用しているか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、産後に休業期間の取得は可能か。	問5 問1で、1.を選択した場合、産後休業期間の取得は可能か。	問6 問1で、1.を選択した場合、休前期間について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、休前期間について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、運用上も認めていない									
	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産後休業期間の取得は可能か。 2. 労働基準法65条の産後休業期間の取得は可能か。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出席 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他										
11-227	朝霞市	朝霞市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長の承認を受けて、次の表に掲げる文書等及び法令等に基づかない文書等で職務執行又は事務処理上旧姓又は旧姓を併用おそれのないもので市長が認めるものについて旧姓を使用することができる。	朝霞市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11-228	志木市	志木市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 投票書、執行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3) 法令等により、戸籍の氏名を使用することが定められているもの (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(第1号様式)を議長を経て人事課長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。	志木市議会	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11-229	和光市	和光市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、市長の承認を受けて、法律及び条例の規定に定まるおそれのない文書等で職務執行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	和光市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11-230	新座市	新座市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。	新座市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11-231	桶川市	桶川市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(様式第1号)を所長を経て人事課長に提出しなければならない。	桶川市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11-232	久喜市	久喜市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に必要事項を定めるものとする。	久喜市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 町 村	区	市	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
				問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選挙した場合は、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)は1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	問3 問1で、1.を選挙した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選挙した場合、産産に際する産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選挙した場合、産産に際する産前産後期間の明記はあるか。	問6 問1で、1.を選挙した場合、休前期間の明記はあるか。	問7 問6で、1.を選挙した場合、休前期間の明記はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い				
北海道	札幌市	東区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出席 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他				
11	233	北海道	北本市議員旧姓使用取扱要綱 (総旨) 第1条 この要綱は、議員が帰郷、養子縁組その他の事由(以下「帰郷等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き帰郷等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において「所属長」とは、北本市議員職務規程(昭和61年訓令第2号、以下「職務規程」という。) 第2条で規定する所属長をいう。 (承認) 第3条 議員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反しない場内職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上印刷や盗刷を招かないものにおいて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 議員証 (2) 回答用紙 (3) 職員名簿 (4) 名札(職務規程第8条第2項) (5) 出席命書(職務規程第20条) (6) 起案文書(北本市文書取扱規定(昭和60年訓令第15号)) (7) 事務引継書(職務規定第24条) (8) その他所属長が認める経易な書類 (旧姓使用前) 第5条 議員は、第3条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、職務規程第4条に基づく届出事項変更届とともに、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 第6条 市長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用届(様式第2号)を市長(第2号)により、速やかに所属長を経て当該議員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 市長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中(届出(様式第2号))を所属長を経て総務課長へ提出しなければならない。 (旧姓使用者の責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、常に、印刷、職員等に盗刷や盗用が生じないように努めなければならない。 (留意) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は総務課長が別に定める。	北本市議会	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
11	234	北海道	八潮市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない場内職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上印刷や盗刷を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	埼玉県八潮市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	4
11	235	東京都	富士見市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない場内職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上印刷や盗刷を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	富士見市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 区 町 村	区 市 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は1つ明記されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
	11 240 日南市	議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 議員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 投票書、埼玉県市町村議員共済組合、埼玉県市町村議会常任委員会等の議員として職務する機関の円滑な事務の遂行に支障を及ぼす書類 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令又は実質上支障がある文書等	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		問1で1.を選択した場合、休職期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。														
	11 240 日南市	議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 議員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 投票書、埼玉県市町村議員共済組合、埼玉県市町村議会常任委員会等の議員として職務する機関の円滑な事務の遂行に支障を及ぼす書類 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令又は実質上支障がある文書等	日南市議会	1	2	2	1			日南市議会会議規則 日南市議会会議規則第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出席の日後産前産後を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 日南市議会会議規則第2条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出席の日後産前産後を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							4						
	11 240 吉川市	吉川市議員旧姓使用取扱要綱 【趣旨】 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 【旧姓使用の範囲】 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(様式第1号)を所長兼を経て、政業主幹に提出しなければならない。 2 前項の規定による旧姓使用届は、原則として吉川市議員職務規程(平成4年吉川市制令第6号、以下「職務規程」という。)第3条第2項(議員事項変更届出用)に提出するものとする。 【資格】 第3条 政業主幹は、旧姓使用届台帳(様式第2号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 【旧姓使用の範囲】 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用することができるのは、次の(1)～(4)のうち、選挙、出納等公務員としての権利義務にかかわらないものでない限り、選挙区職員で職務上使用する次に掲げるものとする。 (1) 名札(職務規程第9条) (2) 事務用印章(職務規程第22条) (3) 出席簿(職務規程第19条) (4) 起案文書 (5) 議員録 (6) 議員記簿 (7) 人事異動通知書 (8) その他所長兼が認める軽易な書類 【旧姓使用者の義務】 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民、議員等に錯誤が生じないように努めなければならない。 【禁止】 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所長兼を経て、政業主幹に提出しなければならない。 【その他】 第7条 この要綱の定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、政業主幹が別に定める。	吉川市議会	1	2	3	2				2							4	4	4	4	4	4	
	11 240 ふじみ野市	ふじみ野市議員旧姓使用取扱要綱の制定について(依命送達) 第1 趣旨 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	ふじみ野市議会	1	2	2	1			ふじみ野市議会会議規則 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の7週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出席の日後産前産後を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1		
	11 246 白岡市	白岡市議員旧姓使用取扱規定 【趣旨】 第1条 この趣旨は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。(1) 議員構成表、名札その他解に氏名が記載されたもの(2) 法令に違反するおそれのない選挙区管内の選挙用文書等(3) 選挙区事務の遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせないもの(4) 法令に基づき作成された文書等(5) 選挙区事務の遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせないもの(6) 2公簿力の行使に必要とする文書、議員の分限権を行使する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせないもの(7) その他政業主幹が別に定めるもの(8) 政業主幹が別に定めるもの	白岡市議会	1	2	3	2					2							4	4	4	4	2	4

都 道 府 市 区 町 村 名	議 員 の 選 任 方 法	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出生を父産事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「父産事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休前期間の明記はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの父産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
11 301	伊奈町	1	伊奈町職員旧姓使用取扱規程 第1条 第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	伊奈町議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	1	
11 324	三芳町	1	三芳町職員旧姓取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上必要な氏を改めおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	三芳町議会	1	2	3	2			2	4	2	2	2	2	
11 326	毛呂山町	1	毛呂山町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上必要な氏を改めおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	毛呂山町議会	1	2	3	2			2	4	4	4	4	2	4
11 327	越生町	1	越生町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書を町長を経て町長に提出し、町長の承認を得なければならない。	越生町議会	1	2	2	1			2	4	4	4	4	4	4
11 341	滑川町	4		滑川町議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	1	
11 342	嵐山町	1	嵐山町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻等によって戸籍法上氏を変更した後も引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	嵐山町議会	1	1	2	1			2	1	1	1	1	1	

都 道 府 市 区 村	区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出身を交際事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は1つ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、産後に産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、産後に産前産後期間の明記はあるか。	問6 問1で、1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、適用上認められている 3. 明記した規定がなく、適用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
コ コ 1 1 1 1	川 島 町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	法定で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
11	343	小川町	1	小川町職員旧姓取扱規程 第2条 議員は法令等の規程に反するおそれのない文章等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	小川町議会	1	2	2	1		2			2	2	2	2	2	2	4	
11	346	川島町	1	川島町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない事項と議員間で使用している文章等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	川島町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1	1
11	347	吉見町	1	吉見町職員旧姓使用取扱規程 第2条 この規程において旧姓を使用することができる議員は、次に掲げる者をいう。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員 (2) 地方公務員法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に規定する職員	吉見町議会	1	2	3	2		2			1	1	1	1	1	1	4	
11	348	鳩山町	1	鳩山町職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 議員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない事項と議員間で使用している文章等で、職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳩山町議会	1	2	3	2		2			4	4	2	4	2	4	4	
11	349	おきがわ町	3	横瀬町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、町長の承認を受けて、専ら議員間で使用している文章等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	おきがわ町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	2	4	4	
11	351	横瀬町	1	横瀬町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、町長の承認を受けて、専ら議員間で使用している文章等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	横瀬町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	4	
11	352	菅野町	3	菅野町職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 議員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない事項と議員間で使用している文章等で、職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	菅野町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1	1
11	353	長瀬町	1	長瀬町職員旧姓使用取扱規程(平成29年長瀬町訓令第1号) (趣旨) 第1条 この規程は、議員が婚姻、養子縁結その他の事由から下請編等という。によって戸籍上の氏を改めたり、引き継ぎ婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章等に使用するに必要事項を定めるものとする。	長瀬町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	4	
11	355	小笠野町	1	小笠野町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、議員が婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文章等に使用するに必要事項を定めるものとする。	小笠野町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2	4	

都 道 府 市 区 村	支 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の繰越については、規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。							
東京都	三浦市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
11	366	養父村	4	養父村議会	1	1	2	1	東秩父村議会案議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合においては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
11	381	栗里町	1	栗里町議会	1	2	2	1	栗里町議会案議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
11	383	神川町	4	神川町議会	1	2	2	1	神川町議会案議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4	4	4	4	2	4

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
		議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出生を欠産事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠産事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後期の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
1	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	法定で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠産の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			上里町職員旧姓使用取扱規定	上里町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
11	385	上里町	第1条 この規定は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章、呼称等(以下「文章等」という。)に使用(文章への署名、署名、印捺及び捺印等を含む。以下同じ。)することに關し、必要な事項を定めるものとする。	上里町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
11	408	寄居町		寄居町議会	1	2	2	1	寄居町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員の出生のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出生の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
11	442	宮代町	宮代町職員旧姓使用取扱要領 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を総務課長へ提出しなければならない。	宮代町議会	1	2	2	1	宮代町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出生のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出生の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
11	464	杉戸町	杉戸町職員旧姓使用取扱要領 第3条 町長は当該職員の旧姓使用が職務の遂行上または事務処理上阻害や混乱を招くおそれがないと判断した時は、当該職員の旧姓使用について承認をする。	杉戸町議会	1	2	2	1	杉戸町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出生のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出生の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
11	465	松伏町	松伏町職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も旧姓を継続して使用することを目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	松伏町議会	1	2	2	1	松伏町議会会議規則 (欠産の理由) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届けなければならぬ。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出生のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出生の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17			
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
		1. 人員及び場所の設置率は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 1. 間. 定すハラを控等してする 2. 議員向ハラスメント窓に口開 3. 間. をすハラを行う議メ向くハラスメント研防修正 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
11	211	本庄市	4	4	1	1							2
11	212	東松山市	4	4	1	1	3						2
11	214	春日部市	4	4	3								1
11	215	狭山市	4	4	1		3						1
11	216	羽生市	4	4	2								2
11	217	鴻巣市	4	4	1	1							2
11	218	深谷市	4	4	3								3
11	219	上尾市	4	4	3								1
11	221	蕨加市	4	4	3								2
11	222	越谷市	4	2	3								2
11	223	原市	4	4	3								2
11	224	所沢市	4	4	3								2
11	225	人間市	4	2	2								2
11	227	朝霞市	4	4	3								1
11	228	志木市	4	4	1		3						2
11	229	和光市	4	2	1	1							1

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
東京都	11 111 板橋区	1. 人員及び場所の設置率は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間、定すハラ等るを設置してはいるる。議員向ハラスメント防止に口開	す2. する。議員向ハラスメント防止に口開	に3. 間、定すハラ等るを設置してはいるる。議員向ハラスメント防止に口開	をすハラ等るを設置してはいるる。議員向ハラスメント防止に口開	4. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
	11 230 新座市	4	4	3							3	1	議員申合せ事項 新座市議会における旧姓使用について 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用した議員は、議長に対し旧姓使用の申請をすることとし、議長の承認により、その任期中、本名に代えて旧姓を使用することができるものとする。 旧姓の使用を承認された議員は、以降任期満了、申請の通称名使用の両方を除いて、旧姓を議員氏名として用いるものとする。 なお、公衆用の議員名簿における議員氏名についても、前項の規定を準用する。	2	
	11 231 橋本市	4	4	3							3	1	橋本市議会議員の身元及び通称名等使用の届出に関する要綱 第3条 議員は、第1条に規定する通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届(様式第2号)を議長に提出し承認を得なければならない。	1	橋本市地域防災計画 1 本部長、副本部長の秘書 2 市民への災害広報 3 固定系防災行政無線の管理運用 4 救急機関に対する災害状況の発表及び連絡調整 5 電話等による被害通報の受付、通報の整理伝達 6 災害見舞者、視察者の応接 7 被災相談所の開設・運営
	11 232 久喜市	2	4	3							3	4	北本市議会議員政治倫理条例 第3条 略 2 議員は、その地位を利用して、いかなる場合であっても、特定の個人又は団体に対して優がらばし、強制し、若しくは圧力をかける行為又は人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	2	
	11 233 北本市	4	4	1	1						3	4		2	
	11 234 八潮市	4	4	3							3	4	富士見市議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は富士見市市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏という。	2	
	11 235 富士見市	4	2	2							3	1		2	
	11 237 三郷市	4	4	3							3	4		2	
	11 238 蓮田市	4	3	3							3	4		2	
	11 239 伊弉野市	4	2	2							3	4		2	
	11 240 金平市	4	4	3							3	4		2	
	11 241 蕨市	4	4	3							3	2		2	
	11 242 日高市	4	4	1	1						3	2	日高市議会議員政治倫理規定第3条第1項第6号 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと	2	
	11 243 青川市	4	4	3							3	4		2	
	11 245 ふじみ野市	4	4	3							3	2		2	

都 市 区	区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる教育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる保健室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
県 村 町	コ 村	1. 人員及び場所の設置等には提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1問・ す2 を 定する 定すハ 等ラ が等 定ラ ムメ ンが 倫ト 理防 止	に3 を 行ハ ラ向 メス メを 向メ て入 る	4 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
11	246	白岡市	4	4	3				3	4	1	白岡市地域防災計画 第3 被災者に対する広聴活動の実施【秘書広報班】【地域復興班】 生活の基本である住居や職を失ったり、家族や身内を失った悲しみ、地震で倒れた建屋や命途への恐怖、さらには生活再建への不安など被災者の多くは精神的にも大きな苦痛と直面する。こうした被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで少しでも不安、悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援する。 1 被災者に対する広聴の実施 「秘書広報班」は、全般的な緊急対応の実施状況を把握し、他の防災関係機関と連絡をとり、被災者の要望、苦情等の収集に努める。また、必要により県へ広聴活動の支援を要請する。 2 相談窓口の開設 「地域復興班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。 「秘書広報班」は、他の防災関係機関と連絡の上、市民からの問い合わせや要望を受け付けることとし、相談内容や要請事項の整理を行い、「地域復興班」にそれらの内容を報告する。 3 安否情報の提供 安否情報は、同族の家族や市民のだけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等が広域に散らばる事実であり、迅速で的確な安否情報の提供を行う。なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を平等に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に懸かるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障をよぶべきない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。 また、被災者を含む、関係者からの暴力等を受け加害者から連絡されて危害を受けるおそれがある等が含まれる場合は、その加害者等に訴えが認められることのないよう当該被災者の個人情報等の管理を徹底するよう努める。
11	301	伊奈町	4	4	3				3	4	2	
11	324	三芳町	4	4	3				3	4	2	
11	326	黒山町	4	4	3				3	4	2	
11	327	磯生町	4	4	3				3	4	3	
11	341	滑川町	4	4	2				2	4	1	滑川町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設(重要)については男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。
11	342	黒山町	4	2	3				3	4	2	
11	343	小川町	4	4	1	1		小川町議会議員倫理規程 第2条 議員は次の号に掲げる行為につき政治不信を招く公私混同、公益の侵害、品位の毀損等、法令や倫理規程に明らかに違反し、政治的運作的責任上の疑念が生じる行為をしてはならない。(1)地方自治法等の法令や倫理規程の趣旨に反する行為。(2)個別企業・団体の利益の擁護により公共の利益を損なう行為(3)著しく社会的批判を受ける行為	2	4	2	
11	346	川島町	4	4	3				3	4	2	
11	347	生野町	4	4	3				3	4	3	
11	348	黒山町	4	4	3				2	4	2	
11	349	ときがわ町	4	4	3				3	4	2	
11	361	横瀬町	4	4	2				3	4	1	横瀬町地域防災計画 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設(重要)に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。
11	362	群野町	4	4	3				3	4	2	
11	363	生野町	4	4	3				3	4	2	
11	365	小田野町	4	4	3				3	4	2	
11	369	東秩父村	4	4	3				3	4	2	
11	381	生野町	4	4	3				3	4	2	
11	383	滑川町	4	4	3				3	4	2	

都 市 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	その他					
府 町															
郡 村															
コ 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 間. 定すハ. 等を. 視ス. が定. メン. 倫ト. 理防. 規止	す2. る. 議ハ. 員向. スけ. 相. 談ト. 窓に. 口開	に3. 間. を. 行ハ. 行ラ. 議ス. メ. 向. けト. 研. 究. 修. 止	4. その他 その他内容							1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
11 385 上里町	4	2	1	1						3	4			1	上里町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
11 438 泉原町	4	4	3							3	4			2	
11 442 霞代町	2	2	2							2	4			2	
11 464 杉戸町	4	4	3							3	4			1	杉戸町地域防災計画 女性や要配慮者をはじめとした避難者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、カーンダンススペース(障がい者等が気持を落ち着かせることができる空間)等は開設当初から設置するよう努める。 女性や子供に対するセクシャルハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や前部警備を実施するなど安心・安全の確保に努める。また、女性の相談員、福祉相談員を配置する。また、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては人権・男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
11 469 松伏町	4	4	3							3	4			2	